〇札幌市文化財保護条例施行規則

昭和35年8月30日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、札幌市文化財保護条例(昭和34年条例第31号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(審議会)

- 第2条 条例第4条に規定する札幌市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は、10名以内とし、学識経験者の中から札幌市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、前項の委員のほかに臨時委員を任命する。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長、副会長各1名を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 第4条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 臨時委員を置いたときは、前項の委員に臨時委員を含むものとする。
- **4** 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(指定申請)

第5条 文化財の指定を受けようとする者は、文化財指定申請書(<u>様式1</u>)を委員会に提出しなければならない。

(指定及び解除)

- 第6条 委員会が、<u>条例第5条</u>の規定によって文化財の指定をしたときは、札幌市文化財 指定書(以下「指定書」という。)(<u>様式2</u>)を所有者及び権原に基く占有者、保持者又 は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定め のあるものをいう。以下同じ。)に交付するものとする。
- 第7条 条例第6条第1項の規定により委員会が、文化財の指定を解除したときは、札幌市指定文化財解除書(以下「解除書」という。)(<u>様式3</u>)を所有者及び権原に基づく占有者、保持者又は保持団体(以下「所有者等」という。)に交付するものとする。
- 2 所有者等が前項による解除書をうけたとき又は<u>条例第6条第2項</u>の規定に該当するに 至つたときは、すみやかに指定書を委員会に返納しなければならない。

(指定書の再交付申請等)

- 第8条 所有者等が指定書を紛失又はき損したときは,委員会に札幌市指定文化財指定書 再交付申請書(様式4)を提出し,指定書の再交付を求めることができる。
- 2 指定書の再交付をうけたときは、さきにうけた指定書は、その効力を失うものとする。 (所有者等の変更届等)
- 第9条 条例第9条第1項及び第2項並びに<u>第10条第1号</u>及び<u>第3号</u>の規定による届出は、札幌市指定文化財の所在場所、所有者等の氏名、住所変更届(<u>様式5</u>)によるものとする。
- 第10条 条例第9条第3項の規定による届出は、札幌市指定文化財保持(者・団体)の事故届(様式6)によるものとする。
- 第 11 条 条例第 10 条第 2 号の規定による届出は、札幌市指定文化財滅失(き損)届(<u>様式</u>7)によるものとする。

(現状変更等)

第12条 所有者等が条例第11条第1項の規定による現状変更等について許可を受けよう

とするときは札幌市指定文化財現状変更申請書(<u>様式</u>8)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請をうけたときは、すみやかにその申請内容を審査し、許可する ことに決定したものについては、当該申請者に札幌市指定文化財現状変更許可書(<u>様式</u> 9) を交付する。
- 第13条 所有者等が条例第12条の規定により文化財の修理をしようとするときは、札幌市指定文化財修理届(様式10)を委員会に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第14条 所有者等が条例第15条の規定による補助金をうけようとするときは、札幌市指定文化財補助金交付申請書(様式11)を委員会に提出しなければならない。

(文化財台帳)

第 15 条 委員会は、文化財台帳を備え、文化財の保存、活用の状況を明らかにしておく ものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、文化財について必要な事項はそのつど委員会が 定める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(昭和50年(教)規則第10号)

- 1 この規則は、札幌市文化財保護条例の一部を改正する条例(昭和 50 年条例第 49 号。以下「条例」という。)の施行の日から施行する。
- 2 条例附則第 3 項の規定により条例による改正後の札幌市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による札幌市文化財保護審議会の委員とみなされた者の任期は、それぞれその者が条例による改正前の札幌市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による札幌市文化財保護委員会の委員となった日から起算する。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の札幌市文化財保護条例施行規則第 3 条第 1 項の規定による札幌市文化財保護委員会の委員長及び副委員長の職にある者は、この規則の施行の日においてそれぞれこの規則による改正後の札幌市文化財保護条例施行規則第 3 条第 1 項の規定による札幌市文化財保護審議会の会長及び副会長とみなす。

様式1

文化財指定申請書

下記の文化財を札幌市の文化財として指定願いたいので申請します。

記

種別	名称	員数	説明その他必要事項

1	文化財所	在の場	所		
2	所有者等	の住所	,氏名		
	年	月	日		
					所有者等の住所
				氏名	印
	札幌市教育	育委員会	:殿		
<u> </u>					
<u>様</u>	式 2				
	第	号			
				札幌市文化財指定書	
II.					

指定番号	種別	名称	員数
特徴に関する事項			
所有者等 の住所,氏 名			

上記の文化財を札幌市の文化財に指定します。

年 月 日

札幌市教育委員会 印

様式 3

第	号				
		札幌市指定文化財解除書			
指定番号	種別 名称 員数				
所有者等 の住所,氏 名					
解除の理由					
上記文化則	材の指定を解除				
年	月 日				
		札幌市教育委員	員会 印		
<u>様式 4</u>					
	机帆	是市指定文化財指定書再交付申請書			
指定番号	種別	名称	員数		

上記文化財の指定書を、下記のとおり紛失(き損、汚損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 事故の年月日
- 2 事故の理由
- 3 その他参考事項

年 月 日

所有者等の住所

氏名

札幌市教育委員会殿

様式 5

1水上し	<u>株式 5</u>						
札幌市指定文化財の				所	氏名(名称),住(地番,地名,	変更届	
指定番号	種別			名称			員数
上記文化則	材の	を,	下	記のとおり	変更したので,	お届けしま	す。
記							
変更事項 新			旧		理由		
所有者等							

氏名(名称) 住所 所在場所			
(地番,地名,地積)			
年月	F		
			所有者等の住所
		氏名	印
札幌市教育委員会	殿		

札幌市指定文化財保持(者・団体)の事故届

<u>様式 6</u>

指定番号	種別						
	D保持(者・団体 , お届けします		E亡した(不適当となつた・				
		記					
死亡した 1 (不適当とな した)	1 (不適当となつた又は解散 年月日						
2 不適当とな	つた又は解散し	た理由					
3 その他参考	事項						
年	月 日						
		保持(者・団 体)	住所				
		(又は届出人)					
	氏名 印						
札幌市教育委員会殿							
様式 7	<u>様式 7</u>						
	札幌市指定文化財滅失(き損)届						

名称

員数

指定番号

種別

上記の文化財を,下記のとおり滅失(き損)したのでお届けします。

記

- 1 滅失(き損)の年月日
- 2 滅失(き損)の程度
- 3 滅失(き損)の理由
- 4 その他参考事項

年 月 日

所有者等の住所

氏名

札幌市教育委員会殿

様式 8

札幌市指定文化財現状変更申請書

指定番号	種別	名称	員数

上記の文化財を,下記のとおり現状変更したいので,申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の程度
- 3 変更に要する期間
- 4 変更により文化財に及ぼす影響

年 月 日

所有者等の住所 氏名 印 札幌市教育委員会殿 様式 9 号 第 札幌市指定文化財現状変更許可書 指定番号 種別 名称 員数 上記文化財の現状変更を(下記の条件を付して)許可します。 記 年 月 日 札幌市教育委員会 殿 様式 10 札幌市指定文化財修理届

名称

員数

指定番号

種別

上記の文化財を、下記により修理したいので、お届けします。						
		記				
 1 修理の概	· 是要					
2 修理の期]間					
3 その他参	考事項					
年	月 日					
		所有:	者等の住所			
		氏名	印			
札幌市教	育委員会殿					
様式 11						
	札幌市指定文化財補助金交付申請書					
指定番号	種別	名称	員数			
上記の文化財に対し、下記により補助金を交付されるよう関係書類をそえて 申請します。						
		記				
1 補助金を必要とする理由						
2 希望する補助金の額						
3 事業着手年月日						
4 事業終了年月日						

註 てん付書類は、事業計画書、同予算書及び設計書とする。

年 月 日

所有者等の住所

氏名 印

札幌市教育委員会殿